

みどりの風

加茂市立石川小学校
学校だより 通算328号
(令和3年度 通算第8号)
令和3年7月20日

(URL) <http://www.ginzado.ne.jp/~k-iskwj/> (E-mail) k-iskwj@educet.plala.or.jp

(再掲)

校長 山本 哲哉

子どもがネットゲームやSNSを利用する際のお願い

今のこの困難な時代において、各学校には解決すべき様々な課題があります。それらに対し、解決すべき順を考え、解決する方策を職員一丸となって探し出し、実行につなげるべく努力しているところです。その課題の1つが、SNSに関するものです。

***昨年10月と今年5月に家庭に配付した文書を、再度送らせていただきます。**

SNSとは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、社会的なつながりをつくり出せるサービスのことです。LINE（ライン）やTwitter（ツイッター）といったSNSに登録し、誰かとつながり、日記を書いたり誰かの作品にコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができます。その誰かとつながるための機器が、ネットにつながったスマホやタブレット、ゲーム機ということになります。

ゲーム利用とSNS利用、ここでは分けて考えてみます。まず、ネットゲームです。ここでの問題は、

- ①「知らない人とつながる危険」
- ②「多額な課金をしてしまう問題や課金して購入したアイテムなどを相手にあげたりもらったりする問題」
- ③「ネットゲーム依存（ゲーム障害）」（時間がきてもやめられない）

などです。ネットゲーム依存（ゲーム障害）になれば、家に引きこもってしまい通常の生活（食事・睡眠・入浴・基本的な生活など）や登校ができなくなるといいます。

次にSNS利用についてです。県内・全国でも児童・生徒が巻き込まれるトラブルが発生しています。具体的には、

- ④「ルールを逸脱したSNS利用」（個人の中傷、無断での画像・動画アップ、仲間外し、いじめにつながるような「悪意ある」言葉・文章の送付等）
- ⑤「見知らぬ人と出会ったり危険なサイトにつながったりする恐れ」

などの問題です。これらは相手（人）と関わる内容です。いじめの発生や命の危険につながる恐れが生じてきます。ネットゲームやSNSで楽しめること、面白いこともたくさんあります。しかし、①～⑤のような危険性も持ち合わせています。

ここからはSNSを中心に考えてみます。SNSが利用できる機器（スマホ・タブレット・ゲーム機）を子どもに購入するのは、保護者（大人）です。家での使用上のルールを決め、フィルターをかけるのも保護者（大人）の大事な役目です。さらに重要なことは、上記④のSNS利用上の「きまり」を遵守することです。もし、例えば、自分のお子さんが友達に「いじめにつながるような悪意ある文章」を送ったとします。それが発覚した時、皆さんはどうしますか。加害者の親だったら、逆に被害者の親だったらどうしますか。お子さんのSNS上の言動が警察に訴えられた時、その責任を負うのは保護者（大人）です。

「SNS利用上のきまり（ルール）を知らなかった」「悪気はなかった」といったことは理由にはなりません。保護者（大人）は自分の子どもがSNSを利用する時、何をして良いのか、何がダメなのか学んでおく。また、定期的に自分の子どもの利用状況や内容を分かっている（保護者としてチェックする）ことが必要です。もし指導・管理ができないのであれば、子どもにSNSを使

わせることはできないと思います。

学校は、SNS の利用上のルールや SNS が持つ危険性等について、説明をしたり授業で教えたりしています。国からの文書やパンフレットも配付して指導していますが、学校での教えにも限界があります。

目の前の子どもたちが、SNS を使ったいじめに荷担（無断で他人の画像や動画をアップする、相手を傷つける言葉を送る、仲間外しをするなど）したり（されたり）、課金トラブルに巻き込まれたり、知らない人に会いに行ったりすることがあってはなりません。子どもの成長を支える保護者として、子どもをいじめから守り子どもの命を守る大人として、特に SNS 利用については、「SNS は、我が子が自分で責任を取れるようになってから使わせる」といったご家庭もあると思います。良い選択だと考えます。もし我が子が SNS を使うことを認める場合は、保護者（大人）の責任の下で使わせてください。保護者（大人）の責任とは、具体的には以下のことです。

- 保護者（大人）は我が子が利用している状況・内容を管理（チェック）する。
- SNS 上で我が子が誰とつながっているか、どんなグループに所属しているか知る。心配なグループからは脱会させる。
- SNS 利用上のきまり（特にやってはいけないこと）を我が子に随時伝える。
- 相手とつながる SNS では、相手のこと（生活）も考え、送り合う時刻（例：9 時～21 時）を定めるなど家庭のルールを決め、きちんと守らせる。決めた約束を守れない場合や相手を傷つけた（自分も傷ついた）場合は、SNS を使わせない・スマホを取り上げるなどの措置を取る。
- 我が子が SNS を利用していて何か重大な事案を起こした場合は、保護者（機器等を与えた大人）が責任を取り、事案の解決に向けて一緒に行動する。必要があれば警察等に相談する。

などの対応を取っていただくことを、強くお願いいたします。

なお、これらのことについては、家族全員でご確認ください。また、可能であれば、石川小学校入学前のお子さんがある保護者（大人）の方にもお伝えください。よろしくお願いいたします。
【PTA 会長 校長】

【1 人一台端末について】

新潟県（新潟市立学校を除く）の調査では、「1 人一台端末を 1 回以上持ち帰った学年・学級の割合」9.12% に対し、「まだ 1 人一台端末を 1 回以上持ち帰った学年・学級がない割合」が 88.09%（無回答 2.78%）の状況です。中越地方のほとんどの市町村や加茂市では、現在持ち帰りを行っていません。この状況は夏休みにおいても同程度の割合です。

「全ての家庭にネットの環境が整っていない（ネットワークへの接続状況）」「持ち帰らせた場合の課題の提示や集約のやり方がまだ不透明な部分がある（双方向の連絡体系）」「保護者との使い方の約束（共通理解）がまだきちんと定まっていない（保護者への周知）」「学習以外の検索や YouTube などの視聴に係る利用・制限をどうするか（セキュリティ対応）」「持ち帰って壊してしまった場合はどうするか（破損時の対応）」など、クリアすべき課題が残されているからです。1 人一台端末を持ち帰ることで起こる可能性があるトラブルをも含めて課題解決を図っていく必要があります。

加茂市教育委員会は、学校 ICT 推進協議会でガイドラインや課題解決の方策等を議論しているところです。

【だからこそ「校内」で活用する（児童生徒に使わせる）】

※CB（加茂市で使用している 1 人一台端末・クロームブックの略）

校内や学級で CB がうまく（十分に）活用されれば、児童生徒用 CB を「家に持ち帰る必要はない」という意見もあります。なるほどと思う部分があります。家に帰れば、必要に応じて保護者の PC やスマホで検索できます。家庭学習では、ノートに直筆で書くこともやっぱり大事です。画面をずっと見続けることの心配（視力や姿勢といった身体的なもの）もあります。持ち帰ったとたん利用の約束を破って、遅くまで動画をみる子が出てくるかもしれません。

石川小では、そのガイドラインができるまで、校内で使いこなせる（授業に活用できる・児童に指導できる）ように、「情報教育部」や「ICT 支援員」（外部指導者）が職員に教えてくれています。校長も毎日触れています。

6 月末の学習参観では、ICT 機器（CB も）を活用した授業を見ていただけたと自負しております。夏休みも、ICT 研修（校内で企画・市教委主催）が計画されています。職員はそれらに積極的に参加することにより、CB や電子黒板やデジタル教科書の活用力をさらに高めます。低学年の子が CB を使いこなすにはもう少し時間がかかりますが、これから少しずつ練習していきます。CB を使った中・高学年の授業については、2 学期以降も提案（公開）できたらと考えています。